

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 4 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	3
届出統計調査の受理	4
<b>2 基幹統計調査の承認</b>	6
医療施設調査（平成26年承認）（厚生労働省）	6
患者調査（平成26年承認）（厚生労働省）	9
経済産業省生産動態統計調査（平成26年承認）（経済産業省）	12
<b>3 一般統計調査の承認</b>	14
経済産業省企業金融調査（平成26年承認）（経済産業省）	14
家計消費状況調査（平成26年承認）（総務省）	15
食品ロス統計調査（平成26年承認）（農林水産省）	17
<b>4 届出統計調査の受理</b>	18
(1) 新規	18
鳥取県人権意識調査（平成26年届出）（鳥取県）	18
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成26年届出）（鳥取県）	19
平成26年度 市民意識調査「市民主体のまちづくりについて」（平成26年届出） （北九州市）	20
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成26年届出）（岐阜県）	21
福祉に関するアンケート調査（平成26年届出）（鳥取県）	22
(2) 変更	24
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成26年届出）（山口県）	24
中小企業景況調査（平成26年届出）（愛知県）	25
夏季一時金受給状況調査（平成26年届出）（滋賀県）	26
給与、勤務条件等に関する調査（平成26年届出）（広島県・広島市）	27
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成26年届出）（新潟県・新潟市）	28
長野県賃金実態調査（平成26年届出）（長野県）	29
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成26年届出）（大阪府・大阪市・堺市）	31
大阪府景気観測調査（平成26年届出）（大阪府）	32

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
医療施設調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更 調査事項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療情報の電子化の状況を把握する事項の追加等</li> <li>・ 救急医療体制に係る調査事項について、救急対応区分を把握する項目に関し、診療科区分から疾患区分への変更等</li> <li>・ 病院票及び一般診療所票における、委託の状況に係る調査項目に関し、院内・院外別の委託先区分を削除して簡略化</li> </ul> <p>調査方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部地域の一般診療所において、オンライン調査を試行的に導入</li> </ul>	H26.4.1
患者調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更 調査事項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院及び一般診療所を対象とする調査票において、副傷病名に係る調査事項の一部の選択肢を変更</li> <li>・ 歯科診療所を対象とする調査票において、傷病名に係る調査事項について、一部の選択肢を分割</li> </ul> <p>調査方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院を対象とする調査票においてオンライン調査を導入等</li> </ul>	H26.4.1

<p>経済産業省生産動態 統計調査</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>承認事項の変更 集計事項の変更 平成 25 年度に集計表 「織物-生産内訳」を変更 する際に、品目別生産以 外の集計事項のみを削除 すべきところ、当該集計 表全体を削除していたた め、品目別生産を集計事 項とする集計表「織物-生 産内訳」を追加</p>	<p>H26.4.30</p>
---------------------------	---------------	---	-----------------

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画  
について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.4.4	経済産業省企業金融調査	経済産業大臣
H26.4.14	家計消費状況調査	総務大臣
H26.4.23	食品ロス統計調査	農林水産大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.4.16	鳥取県人権意識調査	鳥 取 県 知 事
H26.4.21	職種別民間給与実態調査付帯調査	鳥 取 県 人 事 委 員 会 長 委 員
H26.4.21	平成26年度 市民意識調査「市民主体のまちづくりについて」	北 九 州 市 市 長
H26.4.23	職種別民間給与実態調査付帯調査	岐 阜 県 人 事 委 員 会 長 委 員
H26.4.25	福祉に関するアンケート調査	鳥 取 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

## ( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.4.11	職種別民間給与実態調査付帯調査	山口県人事委員会 委員長
H26.4.22	中小企業景況調査	愛知県知事
H26.4.23	夏季一時金受結状況調査	滋賀県知事
H26.4.28	給与、勤務条件等に関する調査	広島県人事委員会委員長 広島市人事委員会委員長
H26.4.30	職種別民間給与実態調査付帯調査	新潟県人事委員会委員長 新潟市人事委員会委員長
H26.4.30	長野県賃金実態調査	長野県知事
H26.4.30	職種別民間給与実態調査付帯調査	大阪府人事委員会委員長、大阪府人事委員会 委員長、堺市人事委員会委員長
H26.4.30	大阪府景気観測調査	大阪府知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。



## 基幹統計調査の承認

【調査名】 医療施設調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年4月1日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 本調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 医療施設静態調査 病院票 2 - 医療施設静態調査 一般診療所票 3 - 医療施設静態調査 歯科診療所票 4 - 医療施設動態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（静態調査：調査実施年翌年10月、動態調査：調査対象月の翌々月下旬）

【備考】 今回の変更は、病院票・一般診療所票・歯科診療所票の報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法等の内容の変更である。

【調査票名】 1 - 医療施設静態調査 病院票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,578 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン（政府統計共同利用システム）（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年10月1日～平成26年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急病院の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他（1～10に関連する事項）

【調査票名】 2 - 医療施設静態調査 一般診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）一般診療所 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）101,845 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン（政府統計共同利用システム）（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間（系統）厚生労働

省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月1日~平成26年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急診療所の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他(1~10に関連する事項)

【調査票名】 3 - 医療施設静態調査 歯科診療所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)歯科診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)69,228 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年10月1日~平成26年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急診療所の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他(1~10に関連する事項)

【調査票名】 4 - 医療施設動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)都道府県・市・特別区 (属性)法令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)都道府県47・保健所を設置する市70・特別区23 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月1日~月末 (系統)(都道府県):厚生労働省 - 報告者、(保健所を設置する市・特別区):厚生労働省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)(提出期限):調査対象月の翌月20日

【調査事項】 1.開設の場合(1)名称、(2)開設年月日、(3)所在地、(4)開設者、(5)診療科目、(6)許可病床数、(7)従事者数、(8)社会保険診療の状況、(9)その他(1)~(8)に関連する事項、2.変更の場合(1)名称、(2)変更年月日、(3)診療科目、(4)許可病床数、(5)その他(1)

～（４）に関連する事項、３．開設及び変更以外の場合（１）名称、（２）処分等の年月日、（３）処分等の種類、（４）その他（１）～（３）に関連する事項

【調査名】 患者調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年4月1日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

【目的】 本調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 昭和23年に行われた「世帯面からみた病勢及び医療費調査」は、世帯主の申告に基づいて行われたので、病名の判定などが正確に行われているとは限らず、国民の疾病状況を種類別に推計する場合などに問題となる面があった。そこで、医師の診断による病名を基礎とした統計を作成し、これによって照査する必要が生じ、昭和23年11月15日からの1週間を調査期間として「施設面よりみた病勢調査」が行われた。これが、患者調査の前身で、昭和28年には指定統計に指定され、以後は毎年1回定期的に実施されていたが、昭和59年度からは、3年周期にして、県別表章ができるようサンプル数が増加されている。

【調査の構成】 1 - 病院入院（奇数）票 2 - 病院外来（奇数）票 3 - 病院（偶数）票 4 - 一般診療所票 5 - 歯科診療所票 6 - 病院退院票 7 - 一般診療所退院票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年10月）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 病院入院（奇数）票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,600 / 8,500 （配布）郵送（収集）郵送・オンライン（政府共同利用システム）（記入）自計（把握時）調査実施年の10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年9月1日～12月中旬

【調査事項】 1．性別、2．出生年月日、3．患者の住所、4．入院年月日、5．受療の状況、6．診療費等支払方法、7．病床の種別、8．紹介の状況、9．来院時の状況、10．入院の状況

【調査票名】 2 - 病院外来（奇数）票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,400/8,500 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン(政府共同利用システム) (記入)自計 (把握時)指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1.性別、2.出生年月日、3.患者の住所、4.外来の種別、5.受療の状況、6.診療費等支払方法、7.紹介の状況、8.来院時の状況

【調査票名】 3 - 病院(偶数)票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,600/8,500 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン(政府共同利用システム) (記入)自計 (把握時)入院の場合:指定日の時点で入院している患者の状況、外来の場合:指定日に外来で受療した患者の状況 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1.入院・外来の別、2.性別、3.出生年月日

【調査票名】 4 - 一般診療所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)一般診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/100,500 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)入院の場合:指定日の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況、外来の場合:指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者(医療施設)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1.性別、2.出生年月日、3.患者の住所、4.入院・外来の種別等、5.受療の状況、6.診療費等支払方法、7.紹介の状況、8.来院時の状況、9.病床の種別、10.入院の状況

【調査票名】 5 - 歯科診療所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)歯科診療所 (抽出枠)医療

#### 施設基本ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,300/68,700（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）指定日に外来で受療した患者の指定日の状況（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年9月1日～12月中旬

【調査事項】1.性別、2.出生年月日、3.患者の住所、4.外来の種別、5.傷病名、6.診療費等支払方法

【調査票名】6 - 病院退院票

【調査対象】（地域）全国（単位）医療施設（属性）病院（抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）6,600/8,500（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（政府共同利用システム）（記入）自計（把握時）調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの状況（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者（医療施設）

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年9月1日～12月中旬

【調査事項】1.性別、2.出生年月日、3.患者の住所、4.過去の入院の有無、5.入院年月日、6.退院年月日、7.受療の状況、8.診療費等支払方法、9.病床の種別、10.入院前の場所、11.来院時の状況、12.手術の有無、13.転帰、14.退院後の行き先

【調査票名】7 - 一般診療所退院票

【調査対象】（地域）全国（単位）医療施設（属性）一般診療所（抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,400/9,200（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの状況（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成26年9月1日～12月中旬

【調査事項】1.性別、2.出生年月日、3.患者の住所、4.過去の入院の有無、5.入院年月日、6.退院年月日、7.受療の状況、8.診療費等支払方法、9.病床の種別、10.入院前の場所、11.来院時の状況、12.手術の有無、13.転帰、14.退院後の行き先

【調査名】 経済産業省生産動態統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年4月30日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

【目的】 経済産業省生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 生産動態統計調査は、昭和23年に、当時の連合国軍総司令部の要請を受けて、生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的として開始された。昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という副次的利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅改正が行われた。その後の大きな改正としては、昭和48年のコンピュータ処理に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項目の簡素化、昭和56年の商鉱工業エネルギー消費統計調査（現在の「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（基幹統計調査））の開始に伴うエネルギー関連項目の簡素化が挙げられる。さらに平成12年1月分の調査からは、新世代統計システムの導入に伴い、調査票様式、調査票の提出方法等の変更がなされている。平成14年には、鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造の変化を踏まえ、調査対象品目、調査事項、調査対象範囲及び調査票の見直しに関する統一基準を定め、年間出荷額が低下している品目を削除する一方、最近成長が見られる品目を追加する等の調査対象品目の変更を行うなどの大規模な変更が行われている。平成16年には、印刷業に関する調査票が新設されている。平成18年には、非鉄金属製品月報と光ファイバー製品月報の統合が行われた。平成22年には、生産規模が縮小等した調査対象品目を削除及び統合するとともに、調査事項のうち「燃料・電力」の廃止、「労務」の「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更及び「月間実働延人員」の削除等の変更を行い、調査対象品目数1,671品目、月報数111月報となった。

【調査の構成】 1 - それぞれの品目ごとの月報

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：翌月末、確報：翌々月中旬、年報：翌年6月）

【備考】 今回の変更は、集計事項の変更に伴い、織物の「品目別生産量」（単位：千平方メートル）を、織物生産月報の「織物 - 生産内訳」として新設するものである。

【調査票名】 1 - それぞれの品目ごとの月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）1．別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であっ

て、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所、2.前項に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所(以下「特定事業所」という。)(抽出枠)規模以上悉皆調査

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)17,000 (配布)郵送・調査員・オンライン (収集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)1.経済産業省-都道府県-調査員-報告者、2.経済産業省-経済産業局-調査員-報告者、3.経済産業省-都道府県-報告者、4.経済産業省-経済産業局-報告者、5.経済産業省-報告者

【周期・期日】 (周期)毎月(平成26年1月調査以降) (実施期日)翌月10日(対経済産業局長及び都道府県知事) 翌月15日(対経済産業大臣)

【調査事項】 1.生産、2.受入、3.消費、4.出荷、5.在庫、6.原材料、7.従事者、8.生産能力及び設備



## 一般統計調査の承認

【調査名】 経済産業省企業金融調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年4月4日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局産業資金課

【目的】 経済産業省所管業種を中心とする主要企業の設備投資、事業投資及び資金調達の動向を把握し、産業の適正な設備投資や事業投資計画の遂行及びその所要資金の円滑な調達に資する施策に活用するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和26年以降毎年2回（「春調査（3月31日現在で実施する調査）」「秋調査（10月1日現在で実施する調査）」）行われていた。昭和48年以降、「公害防止関係調査」を吸収し、公害防止設備投資調査票が追加された。平成14年度調査から報告者負担の軽減の観点から、3月31日現在に実施する調査のみの実施とし、平成21年度から設備投資以外の投資等、資金調達手法をより掘り下げた調査に変更することとし、これに伴い調査名も「経済産業省企業金融調査」と変更された。

【調査の構成】 1 - 企業金融調査票

【公表】 インターネット（経済産業省HP）

【備考】 今回の変更は、調査対象・調査事項及び調査票の一部廃止である。

【調査票名】 1 - 企業金融調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）経済産業省企業活動基本調査の対象企業のうち、資本金10億円以上の企業

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,300 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）配布：経済産業省 - 民間事業者 - 報告者、収集：報告者 - 経済産業省

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）配布：毎年5月上旬、提出：毎年6月1日

【調査事項】 1. フェイス事項（1）会社名、本店所在地、作成者氏名、電話番号等（プレプリント事項）、（2）資本金額、（3）常時従業者数、（4）上場の有無、（5）取締役の有無、（6）委員会設置の有無、（7）関係会社・金融子会社の有無、2. 企業調査事項（1）資金運用・調達状況、（2）投資の対象地域別構成比・目的別構成比、（3）売上高、（4）設備投資の対象地域別構成比・目的別構成比、（5）その他

【調査名】 家計消費状況調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年4月14日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課

【目的】 個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。

【沿革】 本調査は、家計調査（基幹統計調査）で把握の対象としていない財・サービスの消費等の実態を把握するため、平成13年から調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 調査票A（単身世帯） 2 - 調査票A（二人以上の世帯） 3 - 調査票B（二人以上の世帯、単身世帯共通）

【公表】 インターネット及び印刷物（1．インターネットを利用した購入状況及び電子マネー等の利用状況（1）四半期（2月、5月、8月、11月中旬）（2）年（調査実施翌年の2月中旬） 2．支出関連項目（1）月（速報は、調査実施月の翌々月上旬。確報は、調査実施月の翌々月中旬）（2）四半期（速報は、2月、5月、8月、11月上旬。確報は、2月、5月、8月、11月中旬。）（3）年（速報は、調査実施翌年の2月上旬。確報は、調査実施翌年の2月中旬。）（4）年度（速報は、調査実施翌年の5月上旬。確報は、調査実施翌年の5月中旬。））

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法、集計事項、調査結果の公表の方法及び期日等である。

【調査票名】 1 - 調査票A（単身世帯）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）単身世帯 （抽出枠）住民基本台帳、国勢調査調査区名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 51,800,000 （配布）調査員・郵送・オンライン （収集）回収：調査員・郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月1か月間 （系統）総務省 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査実施月の翌月上旬

【調査事項】 1．世帯に関する事項、2．電子マネー等の利用状況について、3．インターネットを利用した購入状況について

【調査票名】 2 - 調査票A（二人以上の世帯）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）二人以上の世帯 （抽出枠）住民基本台帳、国勢調査調査区名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）27,000 / 51,800,000 （配布）調査員・郵送・オンライン （収集）回収：調査員・郵送・オンライン

(記入)自計 (把握時)毎月1か月間 (系統)総務省 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査実施月の翌月上旬

【調査事項】 1.世帯に関する事項、2.電子マネー等の利用状況について、3.インターネットを利用した購入状況について

【調査票名】 3 - 調査票B (二人以上の世帯、単身世帯共通)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)二人以上の世帯及び単身世帯 (抽出枠)住民基本台帳、国勢調査調査区名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)30,000 / 51,800,000 (配布)調査員・郵送・オンライン (収集)回収:調査員・郵送・オンライン  
(記入)自計 (把握時)毎月1か月間 (系統)総務省 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査実施月の翌月上旬

【調査事項】 1.世帯に関する事項、2.特定の商品・サービスの購入金額、3.支出総額、4.インターネットを利用した商品・サービスの購入金額

【調査名】 食品ロス統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年4月23日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 本調査は、世帯における食品の使用状況と食べ残し量、直接廃棄及び過剰除去の状況を把握することにより、世帯における食品ロス発生量、食品ロス率を明らかにし、「第3次食育推進基本計画」の策定、食品ロス削減に係る施策の推進に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食品ロス統計調査票（平成26年度 世帯調査）

【公表】 印刷物及びインターネット

【調査票名】 1 - 食品ロス統計調査票（平成26年度 世帯調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者の世帯（抽出枠）インターネット等により公募

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）346 （配布）調査員・郵送・オンライン・その他（FAX） （収集）調査員・郵送・オンライン・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）平成26年12月上旬を含む連続した任意の1週間 （系統）農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年11月下旬

【調査事項】 1．記帳者（食事管理者）との続き柄、2．満年齢、3．記帳者（食事管理者）の職業の有無、4．料理名又はそのまま飲食した食品名、5．調理に使用した食材名、6．持ち越しの場合は最初に調理した月日、7．下処理をする前の重量又は総給仕重量、8．調理時に食べられない部分として取り除いた重量、9．食べ残して捨てた重量、10．賞味期限切れ、作りすぎ、調理を失敗した等で食卓に出さずにそのまま捨てた重量

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 鳥取県人権意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月16日

【実施機関】 鳥取県 総務部 人権局 人事権・同和対策課

【目的】 本調査は、人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について把握し、「鳥取県人権施策基本方針」の改定に活かすとともに、教育・啓発活動など、具体的な人権施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県人権意識調査票

【調査票名】 1 - 鳥取県人権意識調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）平成26年4月2日現在で16歳以上の県内在住者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/500,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年5月中旬～7月10日のうち、報告者が調査票に記入した日 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者（配布）報告者 - 鳥取県（回収）

【周期・期日】 （周期）不定期（5 - 6年） （実施期日）平成26年5月中旬～7月10日

【調査事項】 1. 人権全般に関する状況、2. 教育・啓発活動に関する状況、3. 各個人権分野の現状問題や必要な取組

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月21日

【実施機関】 鳥取県人事委員会事務局給与課

【目的】 地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされている。そこで、職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握するため、同調査の付帯調査として、本調査を実施する。

【調査の構成】 1 - 職種別民間給与実態調査付帯調査 調査票

【調査票名】 1 - 職種別民間給与実態調査付帯調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）事業所 （属性）企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所であって職種別民間給与実態調査の対象となっている鳥取県内の事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）151 / 212 （配布）職員 （取集）職員 （記入）他計 （把握時）4月分の最終給与締切日現在（4月そ及改定を含む。） （系統）鳥取県人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）原則として年 （実施期日）5月1日～8月下旬

【調査事項】 平成26年における雇用調整の状況について

【調査名】 平成26年度 市民意識調査「市民主体のまちづくりについて」(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年4月21日

【実施機関】 北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

【目的】 本調査は、市政が「北九州市自治基本条例」(平成22年10月1日施行)の趣旨に沿って運営されているかを評価するに当たっての参考とするため、条例の認知度をはじめ、市民との情報共有や市政への市民参画、まちづくりやコミュニティの活動などに対する市民の意識を調査することを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 平成26年度 市民意識調査「市民主体のまちづくりについて」調査票

【備考】 本調査には、「意識項目」が含まれているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

【調査票名】 1 - 平成26年度 市民意識調査「市民主体のまちづくりについて」調査票

【調査対象】 (地域)北九州市全域 (単位)個人 (属性)20歳以上の市民 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/810,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)調査票の配布:北九州市 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収:報告者 - 北九州市

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成26年6月23日~7月18日

【調査事項】 1. 地域活動への参加の有無について 等

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月23日

【実施機関】 岐阜県人事委員会事務局職員課給与係

【目的】 調査は、適正な岐阜県職員の給与等について検討を行うための資料として、職種別民間給与実態調査（人事院実施の一般統計調査）において調査事項とされていない事項について把握することを目的とし、同調査の附帯調査として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 職種別民間給与実態調査附帯調査票

【調査票名】 1 - 職種別民間給与実態調査附帯調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県内全域 （単位）事業所 （属性）企業規模が従業員50人以上であり、かつ事業所規模が従業員50人以上の事業所であって、職種別民間給与実態調査の対象となっている日本標準産業の大分類に該当するもの。（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）151 / 818 （配布）その他（職員）（収集）その他（職員）（記入）他計 （把握時）4月分の最終給与締切日現在 （系統）岐阜県人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）成26年5月1日～平成26年6月18日

【調査事項】 事業所間での賃金格差等について



【調査名】 福祉に関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月25日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部障がい福祉課

【目的】 本調査は、県の新たな障害者計画・障害福祉計画及び市町村障害者計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的としてニーズ調査を実施するものである。

【調査の構成】 1 - 福祉に関するアンケート調査 調査票

【備考】 本調査には、「意識項目」が含まれているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

【調査票名】 1 - 福祉に関するアンケート調査

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）平成26年6月1日現在で65歳未満の障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項で定める障害者及び同条第2項で定める障害児）ただし、身体・知的・精神障がい者及び難病患者については以下のとおりとする。身体障がい者：身体障害者手帳を所持している0才以上65歳未満の障害（児）者。ただし65歳以上の者であっても、障害福祉サービスの受給者については調査の対象とする。知的障がい者：療育手帳を所持している0才以上65歳未満の障害（児）者。ただし65歳以上の者であっても、障害福祉サービスの受給者については調査の対象とする。精神障がい者：全ての年齢の精神通院医療費の公費負担患者及び精神科医療機関への入院患者 難病患者：特定疾患医療費受給者証の所持者（抽出枠）1.身体障がい者：身体障害者手帳交付台帳、障害福祉サービス受給者台帳、2.知的障がい者：療育手帳交付台帳、障害福祉サービス受給者台帳、3.精神障がい者：精神通院医療費受給者台帳、入院患者名簿、4.難病患者：特定疾患医療費受給者台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）30,000 （配布）郵送・その他（収集）郵送・その他（記入）自計（把握時）平成26年6月10日～6月30日（一部の項目については6月1日現在）（系統）鳥取県 - 福祉施設・医療機関 - 報告者、鳥取県 - 県内市町村 - 報告者、鳥取県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り（実施期日）平成26年6月10日～6月30日

【調査事項】 1.性別・年齢・家族状況など、2.障がいの状況について、3.住まいや暮らしの状況、4.日中活動や就労の状況、5.障害福祉サービスの

利用状況、6．社会参加の状況、7．相談相手の状況、8．権利擁護について、9．災害時の避難等について

( 2 ) 変更

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月11日

【実施機関】 山口県人事委員会事務局給与班

【目的】 職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握するため

【調査の構成】 1 - 平成26年 職種別民間給与実態調査 付帯調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 平成26年 職種別民間給与実態調査 付帯調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）事業所 （属性）職種別民間給与実態調査の対象事業所（企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）（抽出枠）調査対象事業所を、主として組織、企業全体の従業員数による規模及び産業により層化し、人事院において管理名簿を作成したのから抽出。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）163 / 573 （配布）職員 （取集）職員 （記入）他計 （把握時）平成26年4月分の最終給与締切日現在 （系統）山口県人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成26年5月1日～6月18日

【調査事項】 1 . 自動車使用者への通勤手当の支給状況について、2 . 複数事業所の有無について、3 . 地域手当や地域別給料表の有無について

【調査名】 中小企業景況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月22日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効果的な推進を図る。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 - （四半期ごとに変更する事項）消費税率引上げに伴う経営への影響に関する調査（平成26年4月～6月期）である。

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県内全域（単位）事業所及び企業（属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿を用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く企業から無作為抽出、1 - 製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、2 - 卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、3 - 小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、4 - サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/162,000（配布）郵送・その他（FAX）（収集）郵送・その他（FAX）（記入）自計（把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期（系統）愛知県一報告者

【周期・期日】（周期）毎年四半期（実施期日）毎年4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1 - 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2 - 四半期ごとに変更する事項 大学等新卒者の採用動向（毎年1～3月期）、消費税率引上げに伴う経営への影響に関する調査（平成26年4月～6月期）

【調査名】 夏季一時金妥結状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月23日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

【目的】 本調査は、滋賀県内の民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係確立のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 夏季一時金妥結状況調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の内容の変更である。

【調査票名】 1 - 夏季一時金妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）労働組合 （属性）滋賀県内民間労働組合（抽出枠）「平成25年労働組合基礎調査」の調査票情報

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）7月31日現在 （系統）滋賀県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月1日～8月10日

【調査事項】 1．妥結の状況、2．妥結前平均賃金、3．妥結額、4．交渉型、5．年末一時金の妥結額（年末一時金を併せて妥協した場合）

【調査名】 給与、勤務条件等に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月28日

【実施機関】 広島県人事委員会事務局公務員課、広島市人事委員会事務局調査課

【目的】 本調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員給与等と比較検討するため、職種別民間給与実態調査（人事院実施の一般統計調査）で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 給与、勤務条件等に関する調査（平成26年度） 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求める期間、その他等の変更である。

【調査票名】 1 - 給与、勤務条件等に関する調査（平成26年度） 調査票

【調査対象】 （地域）広島県内全域 （単位）事業所 （属性）4月分の最終給与締切日現在において、企業規模が従業員50人以上かつ事業所規模が従業員50人以上の民間事業所であって、以下の日本標準産業分類の大分類に属するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）、「サービス業」（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類される者を除く。）（抽出枠）職種別民間給与実態調査（人事院の一般統計調査）の対象事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）227/1,238 （配布）その他（職員）（収集）その他（職員）（記入）他計 （把握時）4月分の最終給与締切日現在（系統）（広島市以外）広島県人事委員会 - 報告者、（広島市）広島市人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）平成26年5月1日～平成26年6月18日

【調査事項】 1. 通勤手当の支給状況、2. 住宅手当の支給状況

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月30日

【実施機関】 新潟県人事委員会事務局総務課、新潟市人事委員会事務局

【目的】 本調査は、新潟県職員及び新潟市職員の諸手当について検討するため、人事院の一般統計調査である職種別民間給与実態調査の調査項目の附帯的事項として、民間事業所の諸手当の支給状況を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成26年職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める事項の変更等である。

【調査票名】 平成26年職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）事業所 （属性）4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所で次の産業に属するもの（ただし、次の経営形態のものを除く。1．政府機関及びその関係機関、2．地方公共団体及びその関係機関、3．大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、4．企業組合等）日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査管理名簿（新潟県、新潟市）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）220 / 1,154 （配布）その他（職員）（取集）その他（職員）（記入）他計（把握時）4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定を含む。）（系統）（新潟市以外）新潟県人事委員会 - 報告者、（新潟市）新潟市人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）5月1日から6月18日まで

【調査事項】 1．高速道路利用者に対する通勤手当の支給制度等、2．交通用具使用者に対する通勤手当の支給制度等、3．駐車料金に係る通勤手当の支給制度等、4．地域間の賃金水準

【調査名】 長野県賃金実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月30日

【実施機関】 長野県産業労働部労働雇用課

【目的】 本調査は、県内民間企業に雇用される常用労働者の賃金、労働時間、初任給等の実態を明らかにし、労使の賃金決定等の参考に資するとともに、労働行政の基礎資料として活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 長野県賃金実態調査票（A） 2 - 長野県賃金実態調査票（B）

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項の変更等である。

【調査票名】 1 - 長野県賃金実態調査票（A）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用労働者数が5人以上の事業所（抽出枠）平成24年経済センサス-活動調査による、調査区別民営事業所名簿に掲載された事業所から、産業及び事業所規模別に層化し無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,800/30,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年6月30日現在 （系統）配布：長野県 - 報告者、回収：長野県 - 労政事務所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年6月下旬～7月下旬

【調査事項】 1. 事業所に関する事項（1）事業所の名称及び所在地、（2）主要生産品名又は事業の内容、（3）労働組合の有無、（4）事業所の常用労働者数、（5）企業全体の常用労働者数、（6）調査期間、（7）本人又は配偶者が出産した労働者数、（8）（7）のうち育児休業を取得した労働者数、（9）（8）の育児休業取得期間、2. 労働者に関する事項（1）労働者番号等、（2）性別、（3）労働者の種類、（4）雇用形態、（5）就業形態、（6）卒業区分、（7）年齢、（8）勤続年数、（9）職種名、（10）実労働日数、（11）所定内実労働時間、（12）超過実労働時間数、（13）きまって支給する給与額、（14）超過労働給与額

【調査票名】 2 - 長野県賃金実態調査票（B）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、



「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「医療,福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常用労働者数が5人以上の事業所(抽出枠)平成24年経済センサス-活動調査による、調査区別民営事業所名簿に掲載された事業所から、産業及び事業所規模別に層化し無作為に抽出する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,800/30,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年6月30日現在 (系統)配布:長野県-報告者、回収:長野県-労政事務所-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年6月下旬~7月下旬

【調査事項】 1.事業所の名称及び所在地、2.新規学卒者の初任給額及び採用人数、3.採用予定の新規学卒者の初任給見込額

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月30日

【実施機関】 大阪府人事委員会（事務局給与課）、大阪市人事委員会（行政委員会事務局  
任用調査部調査課）、堺市人事委員会（事務局）

【目的】 地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、  
社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとさ  
れている。そこで、本調査は、職種別民間給与実態調査（以下「本体調査」とい  
う。）で把握しない事項について把握するため、本体調査の附帯調査として実施  
することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成26年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の変更等である。

【調査票名】 1 - 平成26年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締  
切日現在において、次の 及び に掲げる条件をいずれも満たす事業所  
企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上  
の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関  
係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国  
際連合等の関係機関、（4）企業組合等 日本標準産業分類の次の大分類  
に該当するもの。（1）農業、林業、（2）漁業、（3）鉱業、採石業、砂利  
採取業、（4）建設業、（5）製造業、（6）電気・ガス・熱供給・水道業、（7）  
情報通信業、（8）運輸業、郵便業、（9）卸売業、小売業、（10）金融業、  
保険業、（11）不動産業、物品賃貸業、（12）学術研究、専門・技術サー  
ビス業、（13）宿泊業、飲食サービス業、（14）生活関連サービス業、娯  
楽業、（15）教育、学習支援業、（16）医療、福祉、（17）複合サービ  
ス業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）（18）サービス業（中  
分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）（抽出枠）職種別民  
間給与実態調査の母集団名簿（大阪府域、堺市域及びその他大阪府域）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500 / 4,700 （配布）その他（職  
員）（収集）その他（職員）（記入）他計（把握時）平成26年5月  
1日現在（系統）大阪府人事委員会事務局 - 報告者、大阪市行政委員会事  
務局 - 報告者、堺市人事委員会事務局 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（実施期日）平成26年5月1日～6月18日

【調査事項】 1.住宅手当の支給状況、2.時間外労働の割増賃金率の状況、3.雇用  
調整の状況

【調査名】 大阪府景気観測調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年4月30日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にするために調査を行う目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府景気観測調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間（本年4月より実施された消費税率の引き上げの影響を把握するため、設問の追加・削除等）である。

【調査票名】 1 - 大阪府景気観測調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」「広告業」「技術サービス業（他に分類されないもの）」「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業（別掲を除く）」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に属し、単独および本所・本社・本店の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベースを用い、属性的範囲であげた業種ごとに、当該業種中に所在する単独および本所・本社・本店の民営事業所から無作為抽出する層化二段抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,500/302,544 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施四半期の実績見込み（一部、次の四半期の予定） （系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成26年5月調査以降） （実施期日）提出期限は、5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬

【調査事項】 1. 每期共通するもの （1）事業所概要（業種、業態、従業員規模）（2）今期の業況判断（前期比、前年同期比）（3）来期の業況判断（見込み）（4）出荷・売上高、（5）製・商品、サービス、請負等の単価、（6）原材料、部品等の価格、（7）営業利益水準、営業利益判断、（8）雇用状況、（9）来期の雇用予定人員、（10）資金繰り、（11）設備投資、2. 各期で個別に調査する項目 （1）4 - 6月期 ア. 消費税率引き上げの影響について、イ. 営業利益について（25年度実績と26年度見通し）（2）7 - 9月期 ア. 今年の賞与（正規雇用者を対象として）の実績と見込み、

( 3 ) 1 0 - 1 2 月期 ア . 設備投資の主な目的、( 4 ) 1 - 3 月期 ア .  
2 6 年度の採用実績 ( 2 5 年度と比較 ) と 2 7 年度の採用予定 ( 2 6 年度と  
比較 )